（略）			
	許可車両（組合せ）専用	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（標示板の記号によつて表示される車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点
		（325の６）	
	広域災害応急対策車両専用	緊急通行車両（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条第一項に規定する緊急通行車両をいう。）その他の車両であつて、広域災害応急対策（道路法第四十八条の二十九の二第一項に規定する広域災害応急対策をいう。以下この項において同じ。）の実施に関し道路管理者が必要と認めるもの（以下この項において「広域災害応急対策車両」という。）以外のもの及び広域災害応急対策車両に係る広域災害応急対策に従事する者その他の者であつて、広域災害応急対策の実施に関し道路管理者が必要と認める者以外の者の利用を禁止すること。	防災拠点自動車駐車場（道路法第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場をいう。以下この項において同じ。）の入口及び防災拠点自動車駐車場内の必要な地点
		（325の７）	

指示標識
（略）
補助標識
（略）
備考
（略）
別表第二（第三条関係）
案内標識
（略）
警戒標識
（略）

（略）			
	許可車両（組合せ）専用	特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（標示板の記号によつて表示される車両に限る。）を停留させることができるものであること。	特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点
		（325の６）	

指示標識
（略）
補助標識
（略）
備考
（略）
別表第二（第三条関係）
案内標識
（略）
警戒標識
（略）